

【国外送金等調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- 1 この調書は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条に規定する調書の標準的な様式として使用すること。
なお、調書に記載すべき事項を記載した書面をもって、この調書に代えることができる。
- 2 この支払調書の記載要領は、次による。
 - (1) 「国内の送金者又は受領者の住所（居所）又は所在地」の欄には、国内から国外へ国外送金を行った者又は国内において国外からの送金等の受領を行った者の住所（居所）又は所在地を記載すること。
 - (2) 「国内の送金者又は受領者の氏名又は名称」の欄には、国内から国外へ国外送金を行った者又は国内において国外からの送金等の受領を行った者の氏名又は名称を記載すること。
 - (3) 「国内の送金者又は受領者の個人番号又は法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - (4) 「国外送金等区分」の欄は、「国外送金」の場合は「1」を、「国外からの送金等の受領」の場合は「2」を記載すること。
 - (5) 「国外送金等年月日」の欄には、国外送金等を行った年月日を記載すること。
 - (6) 「国外の送金者又は受領者の氏名又は名称」の欄には、国内から国外へ国外送金を行った場合の国外の受領者又は国内において国外からの送金等の受領を行った場合の国外の送金者の氏名又は名称を記載すること。
 - (7) 「国外の銀行等の営業所等の名称」の欄には、国内から国外へ国外送金を行った場合の国外の銀行等の営業所等の名称又は国内において国外からの送金等の受領を行った場合の国外の銀行等の営業所等の名称を記載すること。
 - (8) 「取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の名称」の欄には、取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の名称を記載すること。
 - (9) 「国外送金等に係る相手国名」の欄には、国外送金等を行った相手国名を記載すること。
 - (10) 「本人口座の種類」の欄は、普通預金の場合は「1」を、当座預金の場合は「2」を、その他の場合は「3」を記載すること。
また、普通預金又は当座預金以外の場合には、「その他の内容」の欄に種類を記載すること。
 - (11) 「本人口座の番号」の欄には、本人口座の番号を記載すること。
 - (12) 「国外送金等の金額の外貨額」及び「外貨名」の欄には、国外送金等の外貨額及び外貨の名称を記載すること。
 - (13) 「円換算額」の欄には、国外送金等を行った金額の円換算の金額を記載すること。
 - (14) 「送金原因」の欄には、国外送金等を行った原因を記載すること。なお、記載に当たっては、国際収支項目番号を記載しても差し支えない。
 - (15) 「備考」の欄には、その他参考となる事項を記載すること。（納税管理人の氏名等を記載する場合には、この欄に記載すること。）